

**第 5 次 苅田町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
計 画 書**

**令和 6 年 3 月
苅田町**

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 背 景	1
	(2) 目 的	1
2	計画の基本的事項	2
	(1) 計画の位置づけ	2
	(2) 計画の期間	2
	(3) 対象とする事務・事業及び施設	3
	(4) 対象とする温室効果ガス	5
	(5) 計画の基準年度、目標年度	5
3	温室効果ガスの排出状況	6
	(1) 基準年度（2013年度）の状況	6
	(2) 直近4年間の経年変化（前計画の進捗状況）	9
4	計画の目標	12
5	目標達成に向けた具体的な取組	14
	(1) 財やサービスの購入に関する取組	14
	(2) 財やサービスの使用に関する取組	15
	(3) ごみの排出抑制、リユース、リサイクルに関する取組	16
	(4) 施設設備の改善に関する取組	16
	(5) 建設工事に関する取組	17
	(6) 温暖化対策意識の向上に関する取組	17
6	計画の推進	18
	(1) 推進体制	18
	(2) 進行管理の方法	19

巻末資料

点検調査票

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤を脅かす緊急かつ重要な環境問題のひとつとされています。

2015年にパリ協定が締結され、すべての国で地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前から1.5℃以下に抑える努力をすることが約束されました。その後、IPCCにより、2022年に公表された第6次評価報告書では「2050年までにカーボンニュートラル達成の必要性」や「気候変動への適応の重要性」が強調されています。

わが国は、2020年10月に、「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年4月には、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減、さらに50%の高みにむけて挑戦する」ことを公表しました。同年6月には「地域脱炭素ロードマップ」の決定、10月に国の「地球温暖化対策計画」が改定、「第6次エネルギー基本計画」が策定され、着実に脱炭素への歩みを進めています。あわせて、「気候変動適応計画」も改定し、気候変動影響による被害の防止・軽減を図り、安全・安心で持続可能な社会の構築をめざすことを示しました。

地方公共団体においても、温室効果ガス排出量の削減に向けた行政自らの率先した取り組みが求められています。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第百十七号）」（以下、「温対法」という。）において、地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

(2) 目的

本計画は、苧田町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けて様々な取り組みを行い、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的とします。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

第5次苅田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「本計画」という。）は、温対法第21条に基づく計画であり、地球温暖化対策の取組を町の事務・事業の中で具体的に取り組んでいくための計画です。

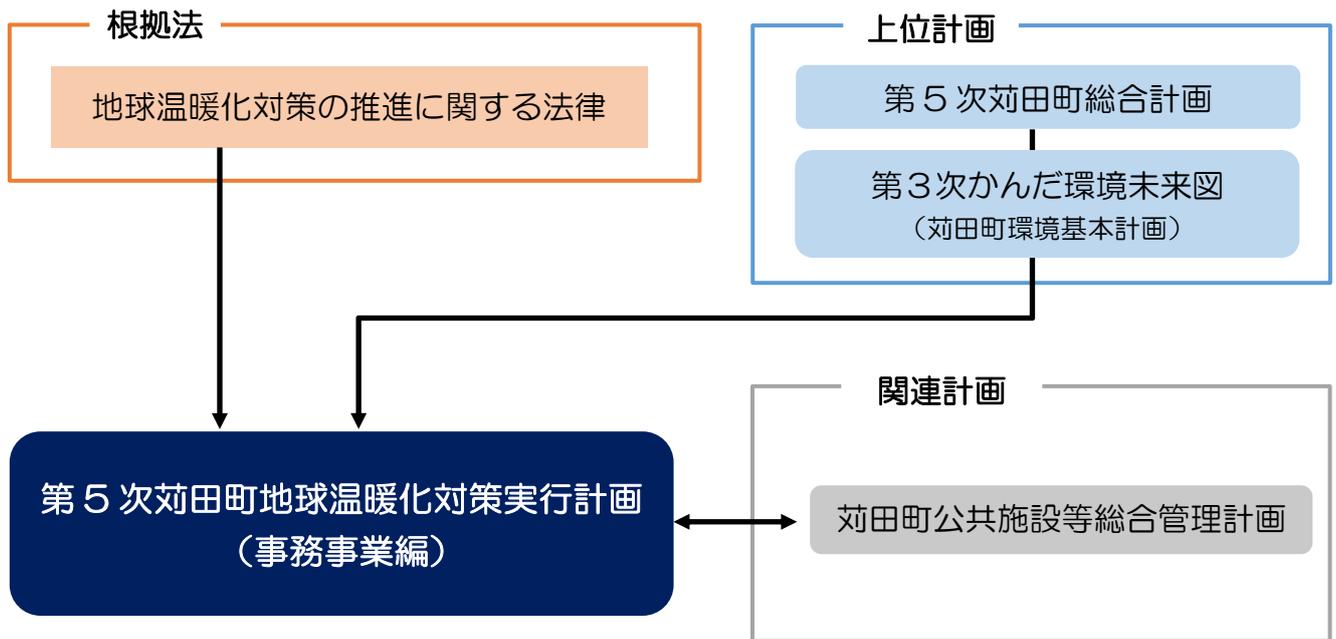


図1 計画の位置づけ

(2) 計画の期間

本計画の期間は、2024年度から2028年度までの5年間とします。計画の進捗状況は、毎年、点検・評価するとともに、社会状況の変化・技術の発展等を考慮し、必要に応じて見直しの検討を行います。

(3) 対象とする事務・事業及び施設

本計画は、指定管理者制度を導入している施設も含め、町が実施する全ての事務・事業を対象とし、点検・評価を行います（表1）。

表1 対象とする施設（1）

連番	大分類	施設名称
1	行政系施設	役場庁舎
2		消防本部
3		消防本部事務所棟
4		失対事務所
5		土砂処分場詰所
6	町民文化系施設	三原文化会館
7		中央公民館
8		小波瀬コミュニティセンター
9		北公民館
10		西部公民館
11	社会教育系施設	図書館
12	スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館
13		町民温水プール
14		多目的グラウンド
15	学校教育系施設	苧田小学校
16		馬場小学校
17		南原小学校
18		与原小学校
19		片島小学校
20		白川小学校
21		苧田中学校
22		新津中学校
23		給食センター
24	保健・福祉施設	総合福祉会館
25		総合保健福祉センター

表1 対象とする施設（2）

連番	大分類	施設名称
26	その他	火葬場かんだ苑
27		清掃事務所・し尿処理場・リサイクルセンター
28		浄化センター
29		片島汚水処理場
30		磯浜ポンプ場
31		神田ポンプ場
32		幸町ポンプ場
33		与原下水道ポンプ
34		松原下水道ポンプ
35		白川南部マンホールポンプ
36		二崎浄水場
37		南原浄水場
38		かんだ霊園
39		公園
40		街路（踏切・外灯）
41		苧田駅
42		井場川・長畑線交差点照明
43		馬場地区マンホールポンプ
44		殿川ダムの外灯
45		小波瀬駅前駐輪場
46		公用車（各課管理※）

※ 総務課、福祉課、環境課、土地区画整理課、建設課、農政課、上下水道課、生涯学習課における公用車使用

(4) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定されている6種類の温室効果ガス(表2)を対象とします。ただし、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄については、これらが排出される活動等がないことから排出量算定の対象外とします。

表2 温室効果ガスの種類(法第2条第3項) 算定対象の温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12~14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390~17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される(地方公共団体では、ほとんど該当しない)。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

出典:「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(Ver.1.0)」
(平成29年3月、環境省総合環境政策局 環境計画課)より作成

(5) 計画の基準年度、目標年度

本計画の基準年度は2013年度、目標年度は計画期間終了年度である2028年度とします。また、国の地球温暖化対策計画の中期目標年度である2030年度、長期目標年度である2050年度を本計画の中期目標年度及び長期目標年度とします。

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度（2013年度）の状況

1) エネルギー等の使用実績

苅田町の事務・事業に伴う2013年度のエネルギー使用量（熱量換算）は、118,237 GJです。

エネルギー別の使用量（熱量換算）は電気100,718 GJ、灯油14,571 GJ、ガソリン1,484 GJ、軽油801 GJ、液化石油ガス（LPG）438 GJ、A重油224 GJです。電気の割合が最も多く、全体の約85.2%を占めています。

施設別では、清掃事務所・し尿処理場・リサイクルセンター、総合保健福祉センター、浄化センター、二崎浄水場、町民温水プール、役場庁舎、給食センターの使用量が多く、これらで全体の約71%を占めています。

① 電気使用量

2013年度の電気使用量は、10,102,090 kWhです。施設別では、清掃事務所・し尿処理場・リサイクルセンター、浄化センター、二崎浄水場、総合保健福祉センターの使用量が多く、これらで全体の約50%を占めています。

② 灯油使用量

2013年度における灯油使用量は397,034 Lです。清掃事務所・し尿処理場・リサイクルセンター、総合保健福祉センター、給食センターの使用量が多く、この3施設で全体の約96%を占めています。

③ ガソリン使用量

2013年度のガソリン使用量は、42,889 Lです。役場庁舎の公用車燃料としての使用量が最も多く、全体の約54%を占めています。

④ 軽油使用量

2013年度における軽油使用量は、21,255 Lです。総合福祉会館と消防本部の公用車燃料としての使用量が多く、この2施設で全体の約79%を占めています。

⑤ 液化石油ガス（LPG）使用量

2013 年度における液化石油ガス（LPG）使用量は、8,626 kg です。給食センターでの使用量が最も多く、全体の約 61%を占めています。

⑥ A 重油使用量

2013 年度におけるA重油使用量は、5,734 L です。三原文化会館と磯浜ポンプ場の使用量が多く、この2施設で全体の約 99%を占めています。

備考) エネルギーは種類ごとに単位が異なるため、使用量（単位：kWh、L、kg）に単位発熱量をかけて発熱量（単位：メガジュール（MJ））に換算して比較します。メガジュール（MJ）はジュール（J）の $10^6=1,000,000$ 倍、ギガジュール（GJ）はジュール（J）の $10^9=1,000,000,000$ 倍です。

2) 温室効果ガスの排出状況

① 算定方法

温室効果ガス排出量は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver. 1.0) (平成 29 年 3 月、環境省総合環境政策局 環境計画課)」に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定します。温室効果ガス排出量の算定に使用する排出係数は、同施行令の改正によって見直しが行われることから、計画策定後に排出量を算定する際には、各年度に適用される係数を用いることとします。

② 二酸化炭素排出量

2013 年度の二酸化炭素排出量は、7,377 t-CO₂です。そのうち、電気の使用による排出量が最も多く、約 84% (6,193 t-CO₂) を占めています。

施設別の排出量では、荇田町清掃事務所・し尿処理場・リサイクルセンター、総合保健福祉センター、浄化センター、二崎浄水場が多く、4 施設の合計は全体の約 52% を占めています。

③ メタン排出量

2013 年度のメタン排出量は、2.69 t-CH₄です。排出源は終末処理場の下水処理、し尿処理施設のし尿処理・汚泥処理、浄化槽によるし尿・雑排水の処理や自動車の走行です。施設別の排出量では、浄化センターとし尿処理場が多く、この 2 施設で全体の約 71%を占めています。

④ 一酸化二窒素排出量

2013 年度の一酸化二窒素排出量は、0.24 t-N₂O です。排出源は終末処理場の下水処理、し尿処理施設のし尿処理・汚泥処理、浄化槽によるし尿・雑排水の処理や自動車の走行です。施設別の排出量では、浄化センターが最も多く、全体の約 73%を占めています。

(2) 直近4年間の経年変化（前計画の進捗状況）

1) エネルギー使用量の経年変化

第4次苧田町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「前計画」という。）の計画期間（2019～2023年度）のうち、集計結果が出ている直近4年間（2019～2022年度）の苧田町の事務・事業に伴うエネルギー使用量（熱量換算値）は、図2に示すとおりです。

前計画では、「2030年度における電気使用量を2013年度比で13%削減」を個別の数値目標としていましたが、2022年度における電気使用量は2013年度比で5%減少しており、目標値に近づいています。また、2022年度の全体のエネルギー使用量は、2013年度（基準年度）と比較して9%減少しています。

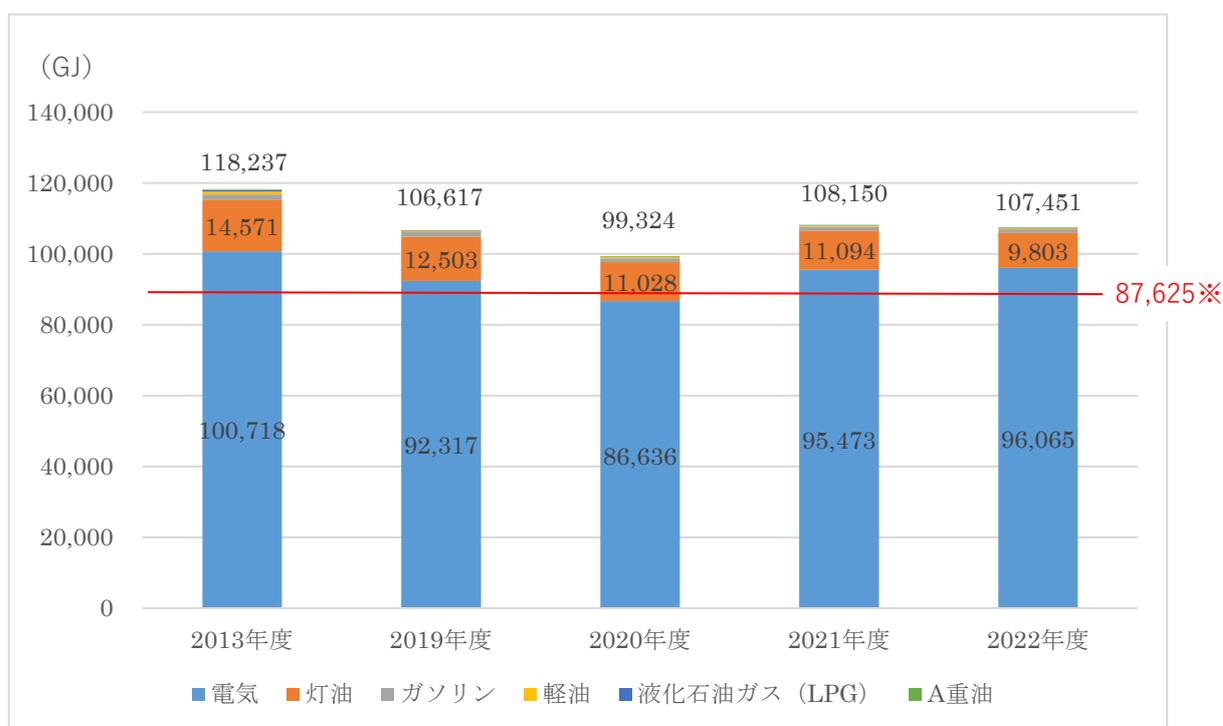
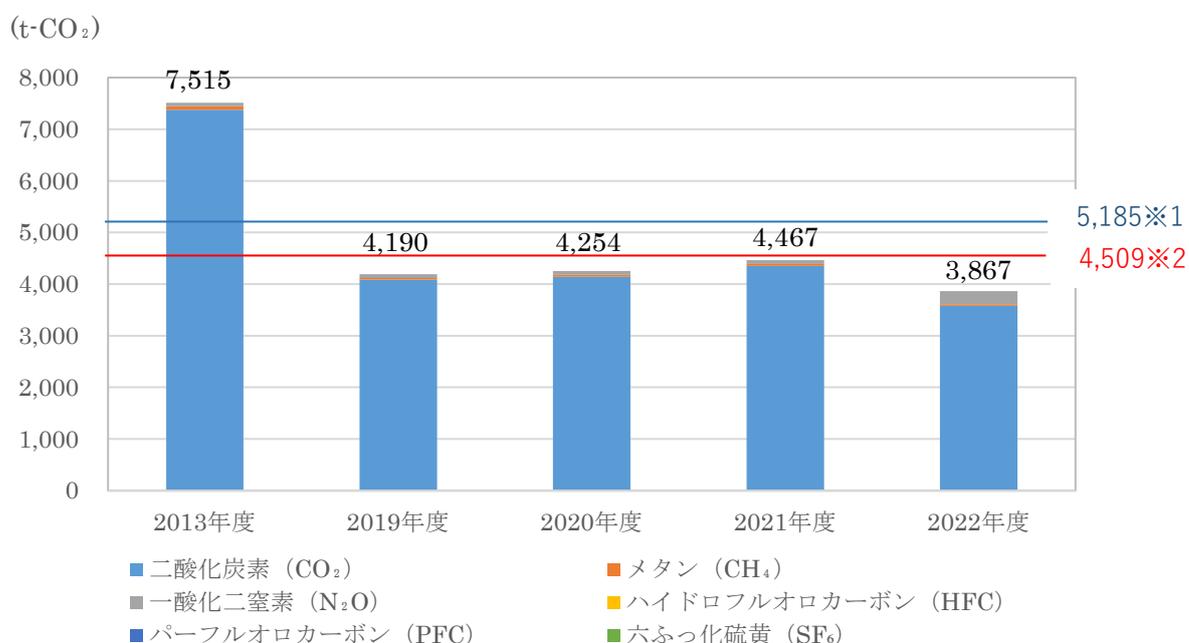


図2 基準年と直近4年間のエネルギー使用量（熱量換算値）

2) 温室効果ガス排出量の経年変化

前計画の計画期間(2019～2023年度)のうち、集計結果が出ている直近4年間(2019～2022年度)の苅田町の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、図3、表3に示すとおりです。温室効果ガスの種類としては、二酸化炭素がほとんどで、そのほか終末処理場の処理、し尿処理施設の処理、浄化槽の処理、自動車の走行からのメタンと一酸化二窒素がわずかに含まれています。

前計画では、「2023年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で、31%削減」また「2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で、40%削減」を目標としていました。前計画期間の最初の3ヵ年の温室効果ガス排出量は、増加傾向にありましたが、4年目となる2022年度の排出量は、2013年度で49%減少しており、目標値を達成しています。主な要因は、電気事業者の温室効果ガス排出係数の低減によるものです(表4)。



※1 前計画における2023年度の目標値(2013年度比で31%削減)

※2 前計画における2030年度の目標値(2013年度比で40%削減)

図3 基準年と直近4年間の温室効果ガス総排出量の内訳

表3 直近5カ年の温室効果ガス総排出量

(t-CO₂)

温室効果ガス		2013年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
二酸化炭素	CO ₂	7,377	4,084	4,143	4,354	3,581
メタン	CH ₄	67	34	36	36	31
一酸化二窒素	N ₂ O	71	72	75	77	255
ハイドロフルオロカーボン	HFC	0	0	0	0	0
パーフルオロカーボン	PFC	0	0	0	0	0
六ふっ化硫黄	SF ₆	0	0	0	0	0
合 計		7,515	4,190	4,254	4,467	3,867

備考) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表4 苅田町の施設と契約している電気事業者の温室効果ガス排出係数 (kg-CO₂/kWh)

電気事業者	2013年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
九州電力株式会社	0.613	0.319	0.344	0.365	0.296
関西電力株式会社	—	0.352	—	—	—
株式会社北九州パワー	—	—	—	—	0.239

備考) 表中の「—」は、苅田町の施設との契約がないことを示す。

備考) 表中の数値は、その年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数として環境省・経済産業省が公表している数値（※算定後に係数が修正される場合がありますが、表中の数値は環境省への報告時に用いた数値）

4 計画の目標

本町における 2022 年度の温室効果ガス排出量は、2013 年度比で約 49%減少しています。前計画（計画期間：2019～2023 年度）の取組を継続し、温室効果ガス排出量を削減します。

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

◆温室効果ガス排出量の削減目標

2013 年度における温室効果ガス排出量 7,515t-CO₂



計画期間における目標

2028 年度における温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で

50%削減 (-3,758 t-CO₂)

中期目標

2030 年度における温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で

55%削減 (-4,133 t-CO₂)

長期目標

2050 年度における温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で

70%削減 (-5,261 t-CO₂)

※ 削減目標は、苅田町における事務・事業を対象としたものです。公共施設の新設・改築や廃止、設備の導入等により事務・事業に大きな変更が生じた場合は、必要に応じて削減目標の見直しを行います。

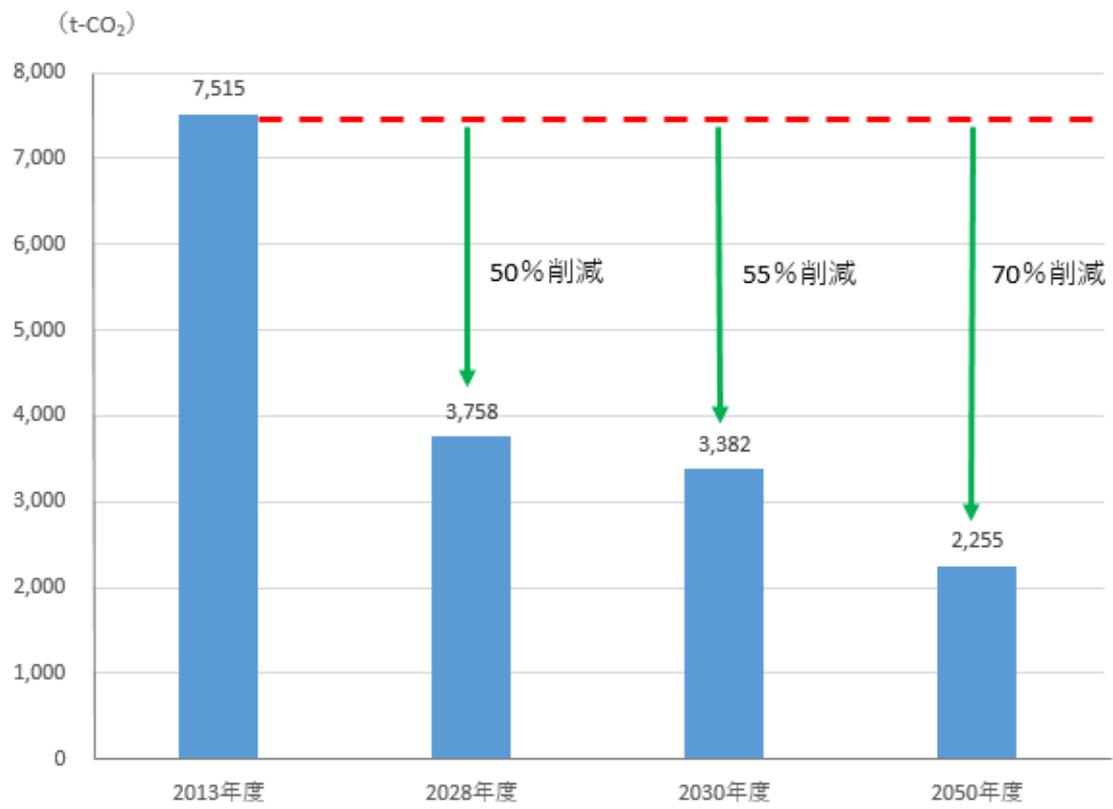


図4 基準年と目標年度における温室効果ガス総排出量

5 目標達成に向けた具体的な取組

温室効果ガス排出量の削減目標の達成のため、全職員、及び施設管理の受託者が以下の取組を実行するものとします。

(1) 財やサービスの購入に関する取組

1) 用紙類

- ・コピー用紙は古紙パルプ配合率が70%以上であり、できる限り簡易包装のものを選択する。
- ・コピー用紙を除く封筒、ファイル用紙等の事務用紙及びポスター、チラシ等の印刷物は、外部発注するものを含め、原則として再生紙を使用し、可能な範囲で古紙配合率のより高いものを選択する。
- ・外部発注により作成する報告書、ポスター等の印刷物については、再生紙使用マーク及び古紙配合率の記載に努める。
- ・トイレトペーパーは、古紙配合率100%で、シングル巻きのものを選択する。
- ・可能な限り、白色度の低い用紙を選択する。

2) 電気製品

- ・コピー機、パソコン等のOA機器の購入にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品（国際エネルギースターロゴマークの表示がある製品等）を選択する。
- ・パソコンは省エネラベルの数字が100%以上で、より高いものを選択する。
- ・照明機器や電気製品の購入や更新にあたっては、適正規模の機器を選択するとともに、省エネルギー型の製品を選択する。
- ・水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。

3) 公用車

- ・町が保有する公用車の購入や買い替えにあたっては、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の選択に努める。また、ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車は低燃費かつ低公害車の選択に努める。

4) 燃料

- ・燃料については、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、灯油、LPG等の環境負荷の相対的に小さいものとする。

5) 文具・事務機器等

- ・文具、作業衣等の物品は、再生材料から作られたものの使用を極力図るとともに環境配慮型の製品（エコマーク商品等）を優先的に選択する。
- ・使い捨て製品ではなく、詰め替え可能なものを選択する。
- ・簡易包装された商品の選択に努める。
部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。

(2) 財やサービスの使用に関する取組

1) 用紙類の使用

- ・両面コピー、縮小コピー機能を利用するとともに使用済用紙の裏面を活用する。
- ・庁内LANを活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・会議資料の簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とし、資料等の配布先の検討をする。
- ・会議等では、原則として封筒を使用しないとともに使用済み封筒を再使用する。
- ・ミスコピー防止の為、コピー使用後は必ずオールクリアーボタンを押す。
- ・用紙サイズの統一化を徹底し、各種資料の共有化を図る。

2) エネルギーの使用

- ・パソコン等のOA機器及び電気製品は、昼休等長時間使用しない場合は、支障のない範囲で主電源を切る。
- ・LANの活用により周辺機器の共有化を図る。
- ・昼休時間や時間外勤務時は、支障のない範囲で照明を消す。
- ・時間外勤務のための点灯時間の縮減を図るため、定時退庁に努め、特に水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。
- ・湯沸室、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は使用のつど点灯する。
- ・定期的に照明器具を点検する。
- ・温度調節機能のある空調機は、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に適切な温度管理に努めるとともに、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進する。
- ・空調フィルターを定期的に清掃・点検する。
- ・冷房効率を上げるためにブラインド、カーテン、グリーンカーテンを活用する。
- ・冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具類の電源が切られていることを確認する。
- ・階の移動は、階段の利用に努める。
- ・冷蔵庫の温度設定を弱に設定する。
- ・ガス給湯器は、使用後元栓を止栓する。

3) 公用車の使用

- ・タイヤ空気圧の調整等、適宜適切な整備を励行する。
- ・近い場所への移動には徒歩、または自転車を使うようにする。
- ・遠方への出張時には公共交通機関の利用を心掛ける。
- ・緩やかに発進し（5秒かけて20km/hまで加速）、経済速度で運転する。
- ・早めにアクセルオフをしてエンジnbr레이크を活用する。
- ・待機時のエンジン停止の励行、アイドリングを控える。
- ・カーエアコンは必要最小限にする。

- ・急発進や急停車を控え、不要な荷物を積載しない。
- ・公用車は適正な台数に抑える。
- ・効率的な走行ルートを選択や経済速度による走行に努める。
- ・同じ場所に行く場合は、相乗りをしていくなど、業務の効率を確保しつつ、効率的な公用車の利用を図る。
- ・公用車の走行距離を把握・管理する（運転日報の記録など）。

4) その他

- ・事務用品、備品等は、できるだけ修繕して長期間の使用を心がける。
- ・資料等を発送する場合は、過剰な包装をしない。
- ・業者等から職員に対する広告チラシ、名刺等は、必要のないものの受け取りを断るよう努める。
- ・シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみとする。
- ・排出係数の少ない電気事業者の選択を検討する。

(3) ごみの排出抑制、リユース、リサイクルに関する取組

- ・事務用紙、新聞紙、雑誌などの紙類の分別を徹底し、極力資源化する。
- ・町の分別収集のルールに沿ったごみ分別を徹底し、資源化を図る。
- ・各職場で不要となった事務用品・機器の再利用を推進するため、庁内LAN、掲示板等によりリサイクル情報を提供する。
- ・容器又は包装は再利用する。
- ・ファイルや封筒などは庁内で情報交換を図り再利用する。
- ・プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。
- ・資源回収ボックスを利用する。
- ・生ごみの堆肥化を行う。

(4) 施設設備の改善に関する取組

1) 緑化

- ・公用又は公共施設の緑化推進に努める。
- ・緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等の選択、二酸化炭素吸収率の高い樹種
の選択に努める。

2) 温室効果ガスの排出の少ない設備の導入

- ・燃焼設備では、灯油、LPG、LNG等の相対的に環境負荷の少ない燃料を使用可能なものにする。

3) 省エネルギー

- ・外気の流入・遮断が可能な建具の採用など断熱性の向上に努める。
- ・省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換器など）を導入する。
- ・個別照明、個別冷暖房が可能なシステムを導入する。
- ・自然光、自然風を取り入れる工夫に努める。
- ・人感センサー付の照明器具を導入する。
- ・氷蓄熱システムなどの深夜電力の利用に努め、電力使用量の平準化に努める。
- ・高効率給湯器（エコキュート、エネファームなど）を導入する。
- ・太陽光発電の導入など自然エネルギーを活用する。
- ・施設の省エネルギー診断を実施し、運用改善・設備の更新等に役立てる。
- ・デマンド管理や電力消費監視システムなどを導入し、電力消費の見える化を実施する。
- ・省エネ対策による削減額の一部を設備改修に再投資する仕組みを導入する。

4) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択

- ・環境負荷の少ない型枠の利用に努めるとともに合板枠の効率的・合理的利用に努める。
- ・再生資源利用計画書等の提出や再生資材の利用に努め、建設廃棄物の有効利用に努める。

(5) 建設工事に関する取組

1) 温室効果ガスの低減に資する素材の選択

- ・環境負荷の少ない型枠の利用に努めるとともに合板枠の効率的・合理的利用に努める。
- ・再生資源利用計画書等の提出や再生資材の利用に努め、建設廃棄物の有効利用に努める。
- ・支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ・出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。（運搬車両台数、運転時間、運搬ルートを検討など）

2) 廃棄物の減量

- ・建設副産物の発生の抑制を図る。
- ・建設廃棄物のリサイクルや適正処理を推進する。

(6) 温暖化対策意識の向上に関する取組

- ・地球温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。

6 計画の推進

(1) 推進体制

① 全体庁議

庁内全課で構成される組織で、関係部署と連携しながら、本計画を総合的かつ効果的に推進します。

② 地球温暖化対策推進員

地球温暖化対策推進員は、各課及び主要な出先機関に1名程度配置します。地球温暖化対策推進員は全体庁議からの指示により、具体的取組を職員へ周知し計画を推進するとともに、定期的の実施状況を把握し事務局に報告します。

③ 事務局（環境課）

事務局は、本計画の推進・進行管理の事務を行います。地球温暖化対策推進員の点検結果報告を踏まえて計画の実施状況のとりまとめ・公表などを行います。

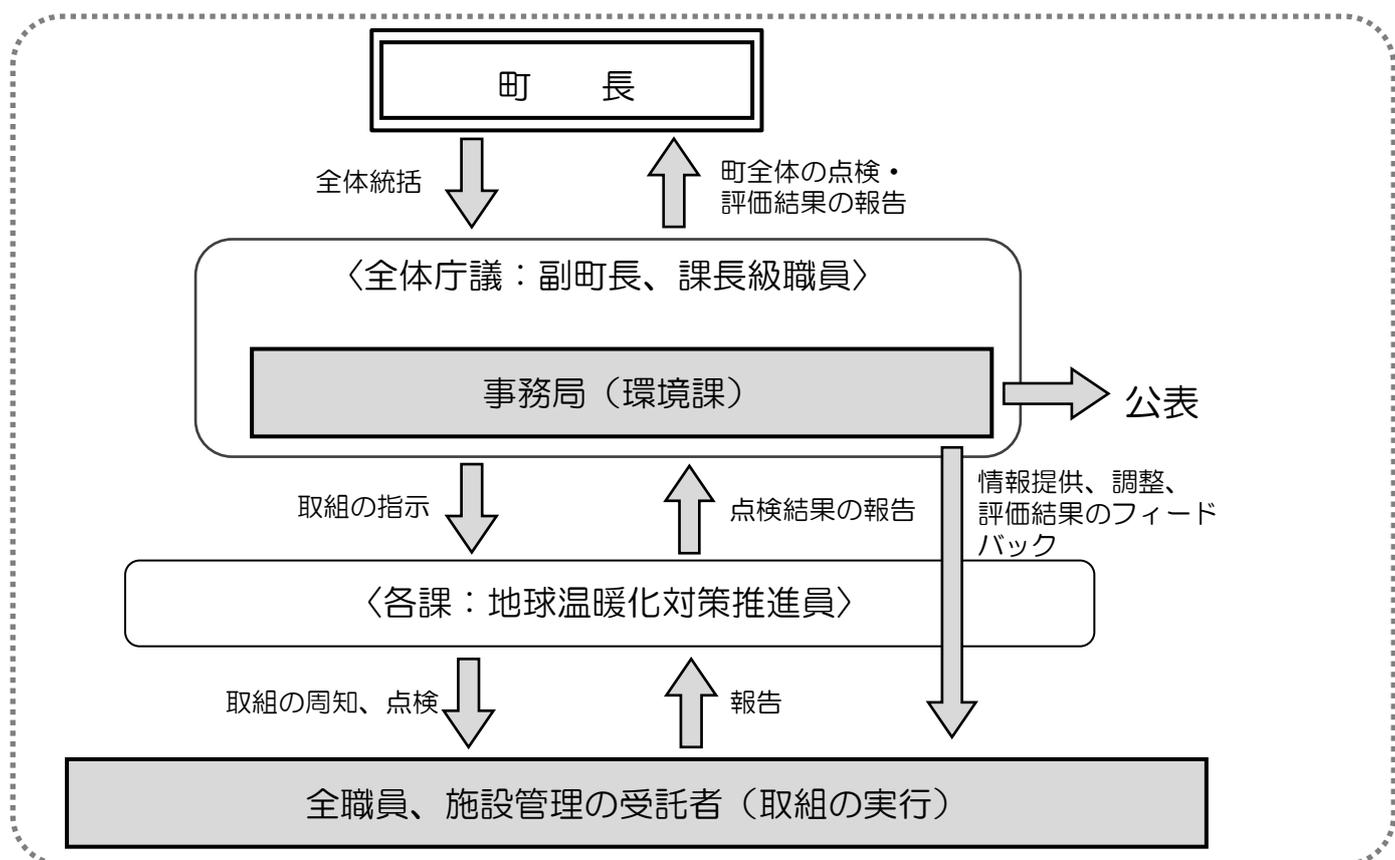


図5 計画の推進体制

(2) 進行管理の方法

計画の進行管理は、①Plan（計画）、②Do（実行）、③Check（評価）、④Act（改善）という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。図6に示すように、次の計画改定までのPDCAと毎年のPDCAに分けられます。



図6 PDCAによる進捗管理

1) 計画改定までの PDCA

継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、点検結果や推進状況を踏まえて、2028 年度には計画の改定を検討します。計画改定までの PDCA は表 5 に示すとおりです。なお、公共施設の新設や改築、設備の導入等により大きな変更が生じる場合にも計画の見直しを行うものとします。

表 5 計画改定までの PDCA

期間	項目	内容
2023 年度	Plan (計画)	計画の策定・公表
2024～ 2028 年度	Do (実行)	取組の実行 ※ 2) 毎年の PDCA 参照
	Check (評価)	見直し予定時期までの期間内の実態把握
2028 年度	Act (改善)	計画改定の検討
2028 年度以降	Plan (計画)	新たな計画に改定、旧計画の結果と新計画の公表

2) 毎年の PDCA

① Plan (計画)

事務局は目標・取組内容を職員へ通知します。地球温暖化対策推進員及び職員は、目標を確認し取組内容を共有します。

② Do (実行)

地球温暖化対策推進員及び職員は、全体庁議（課長級職員）の指示に基づき、「5 目標達成に向けた具体的な取組」(P14～P17) に示された事項を着実に実施します。また、職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、事務局は庁内 LAN 等で計画の内容・取組項目・エネルギー使用量の推移・削減目標の達成状況等の情報提供を行います。

③ Check (評価)

地球温暖化対策推進員は、「点検調査票」（巻末資料参照）を用いて各施設のエネルギー使用量（毎月）（表 6）と、地球温暖化対策の取組の実施状況（年 1 回）（表 7）を把握し、事務局に報告します。

事務局は地球温暖化対策推進員の報告を踏まえて、町全体の実施状況を取りまとめます。環境課長は、各課や施設における計画の実施状況を総括した結果を全体庁議において報告し、点検・評価を行います。

④ Act（改善）

事務局は、温室効果ガスの総排出量や目標の達成状況等を本町ホームページで毎年1回公表します。

事務局及び地球温暖化対策推進員は、次年度に向けた見直しを行い、取組内容や目標値の見直しを行います。取組内容や目標値を改訂した場合は、速やかに計画の内容を本町のホームページで公表します。

卷末資料

点検調査票.....資 - 1～資 - 4

表 6 電気・燃料使用量等の調査票

【調査項目】	年度	月別入力												年計入力	合計		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
燃料の使用	ガソリン(公用車)																0.0
	ガソリン(公用車以外)																0.0
	灯油																0.0
	軽油(公用車)																0.0
	軽油(公用車以外)																0.0
	A重油																0.0
	液化石油ガス(LPG)(公用車)																0.0
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)																0.0
	〇〇電力																0.0
	△△電力																0.0
他人から供給された 電気の使用	〇〇電力																0.0
	△△電力																0.0
	◇◇電力																0.0
																	0.0
																	0.0
																	0.0
																	0.0
																	0.0
																	0.0
																	0.0
自動車 の 走行	普通・小型兼用車(定員10名以下)																0.0
	バス																0.0
	軽乗用車																0.0
	普通貨物車																0.0
	小型貨物車																0.0
	軽貨物車																0.0
	普通・小型・軽貨物用送車																0.0
	普通・小型兼用車(定員10名以下)																0.0
	バス																0.0
	普通貨物車																0.0
下水又はし尿の処理 浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理	普通・小型貨物車																0.0
	普通・小型貨物車																0.0
	普通・小型貨物車																0.0
	普通・小型貨物車																0.0
浄化槽によるし尿及び 雑排水の処理	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理															0.0	

表7 環境配慮行動調査票（その1）

・記入部署名： _____
 ・記入者名： _____

区分	No	取組	2018年度の取組	
			①徹底して実施した（ほぼ100%） ②概ね実施した(70%) ③あまり実施しなかった(30%) ④まったく実施しなかった(0%) ⑤該当しない	
1. 財やサービスの購入に関する取組	(1)用紙類	1	コピー用紙は古紙パルプ配合率が70%以上であり、できる限り簡易包装のものを選択する。	
		2	コピー用紙を除く封筒、ファイル用紙等の事務用紙及びポスター、チラシ等の印刷物は、外部発注するものを含め、原則として再生紙を使用し、可能な範囲で古紙配合率のより高いものを選択する。	
		3	外部発注により作成する報告書、ポスター等の印刷物については、再生紙使用マーク及び古紙配合率の記載に努める。	
		4	トイレットペーパーは、古紙配合率100%で、シングル巻きのものを選択する。	
		5	可能な限り、白色度の低い用紙を選択する。	
	(2)電気製品	6	コピー機、パソコン等のOA機器の購入にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品（国際エネルギースターロゴマークの表示がある製品等）を選択する。	
		7	パソコンは省エネラベルの数字が100%以上で、より高いものを選択する。	
		8	照明機器や電気製品の購入や更新にあたっては、適正規模の機器を選択するとともに、省エネルギー型の製品を選択する。	
		9	水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。	
	(3)公用車	10	町が保有する公用車の購入や買い替えにあたっては、次世代自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）の選択に努める。また、ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車は低燃費かつ低公害車の選択に努める。	
	(4)燃料	11	燃料については、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、灯油、LPガス等の環境負荷の相対的に小さいものとする。	
	(5)文具・事務機器等	12	文具、作業衣等の物品は、再生材料から作られたものの使用を極力図るとともに環境配慮型の製品（エコマーク商品等）を優先的に選択する。	
		13	使い捨て製品ではなく、詰め替え可能なものを選択する。	
		14	簡易包装された商品の選択に努める。	
		15	部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。	
2. 財やサービスの使用に関する取組	(1)用紙類の使用	16	両面コピー、縮小コピー機能を利用するとともに使用済用紙の裏面を活用する。	
		17	庁内LANを活用し、ペーパーレス化を推進する。	
		18	会議資料の簡素化を図り、ページ数、部数を必要最小限とし、資料等の配布先の検討をする。	
		19	会議等では、原則として封筒を使用しないととも使用済み封筒を再使用する。	
		20	ミスコピー防止の為、コピー使用後は必ずオールクリアーボタンを押す。	
		21	用紙サイズの統一化を徹底し、各種資料の共有化を図る。	
	(2)エネルギーの使用	22	パソコン等のOA機器及び電気製品は、昼休等長時間使用しない場合は、支障のない範囲で主電源を切る。	
		23	LANの活用により周辺機器の共有化を図る。	
		24	昼休時間や時間外勤務時は、支障のない範囲で照明を消す。	
		25	時間外勤務のための点灯時間の縮減を図るため、定時退庁に努め、特に水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。	
		26	湯沸室、倉庫等断続的に使用する箇所の照明は使用のつど点灯する。	
		27	定期的に照明器具を点検する。	
		28	温度調節機能のある空調機は、冷房時28℃、暖房時20℃を目安に適切な温度管理に努めるとともに、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進する。	
		29	空調フィルターを定期的に清掃・点検する。	
30	冷房効率を上げるためにブラインド、カーテン、グリーンカーテンを活用する。			

表 24 環境配慮行動調査票（その2）

区分	No	取組	2018年度の実施状況
			①徹底して実施した（ほぼ100%） ②概ね実施した(70%) ③あまり実施しなかった(30%) ④まったく実施しなかった(0%) ⑤該当しない
2. 財やサービスの使用に関する取組	(2)エネルギーの使用	31 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。	
		32 退庁時に身の回りの電気器具類の電源が切られていることを確認する。	
		33 階の移動は、階段の利用に努める。	
		34 冷蔵庫の温度設定を弱に設定する。	
		35 ガス給湯器は、使用後元栓を止栓する。	
2. 財やサービスの使用に関する取組	(3)公用車の使用	36 タイヤ空気圧の調整等、適宜適切な整備を励行する。	
		37 近い場所への移動には徒歩、または自転車を使うようにする。	
		38 遠方への出張時には公共交通機関の利用を心掛ける。	
		39 緩やかに発進し(5秒かけて20km/hまで加速)、※ 経済速度で運転する。	
		40 早めにアクセルオフをしてエンジンブレーキを活用する。	
		41 待機時のエンジン停止の励行、アイドリングを控える。	
		42 カーエアコンは必要最小限にする。	
		43 急発進や急停車を控え、不要な荷物を積載しない。	
		44 公用車は適正な台数に抑える。	
		45 効率的な走行ルートを選択や経済速度による走行に努める。	
		46 同じ場所に行く場合は、相乗りをしていくなど、業務の効率を確保しつつ、効率的な公用車の利用を図る。	
		47 公用車の走行距離を把握・管理する(運転日報の記録など)。	
2. 財やサービスの使用に関する取組(続き)	(4)その他	48 事務用品、備品等は、できるだけ修繕して長期間の使用を心がける。	
		49 資料等を発送する場合は、過剰な包装をしない。	
		50 業者等から職員に対する広告チラシ、名刺等は、必要のないものの受け取りを断るよう努める。	
		51 シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみとする。	
		52 排出係数の少ない電気事業者の選択を検討する。	
3. ごみの排出抑制、リユース、リサイクルに関する取組		53 事務用品、新聞紙、雑誌などの紙類の分別を徹底し、極力資源化する。	
		54 町の分別収集のルールに沿ったごみ分別を徹底し、資源化を図る。	
		55 各職場で不要となった事務用品・機器の再利用を推進するため、庁内LAN、掲示板等によりリサイクル情報を提供する。	
		56 容器又は包装は再利用する。	
		57 ファイルや封筒などは庁内で情報交換を図り再利用する。	
		58 プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。	
		59 資源回収ボックスを利用する。	
		60 生ごみの堆肥化を行う。	
4. 施設設備の改善に関する取組	(1)緑化	61 公用又は公共施設の緑化推進に努める。	
		62 緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等の選択、二酸化炭素吸収率の高い樹種の選択に努める。	
	(2)温室効果ガスの排出の少ない設備の導入	63 燃焼設備では、灯油、LPG、LNG等の相対的に環境負荷の少ない燃料を使用可能なものにする。	

※ 経済速度：交通の円滑な流れを乱すことなく、できるだけ低いエンジン回転数で効率よく走行できるスピード。

表 24 環境配慮行動調査票（その3）

区分	No	取組	2018年度の取組	
			①徹底して実施した（ほぼ100%） ②概ね実施した(70%) ③あまり実施しなかった(30%) ④まったく実施しなかった(0%) ⑤該当しない	
4. 施設設備の改善に関する取組	(3)省エネルギー	64	外気の流入・遮断が可能な建具の採用など断熱性の向上に努める。	
		65	省エネルギー型空調(外気冷房、全熱交換器など)を導入する。	
		66	個別照明、個別冷暖房が可能なシステムを導入する。	
		67	自然光、自然風を取り入れる工夫に努める。	
		68	人感センサー付の照明器具を導入する。	
		69	氷蓄熱システムなどの深夜電力の利用に努め、電力使用量の平準化に努める。	
		70	高効率給湯器(エコキュート、エネファームなど)を導入する。	
4. 施設設備の改善に関する取組	(3)省エネルギー	71	太陽光発電の導入など自然エネルギーを活用する。	
		72	施設の省エネルギー診断を実施し、運用改善・設備の更新等に役立てる。	
		73	デマンド管理や電力消費監視システムなどを導入し、電力消費の見える化を実施する。	
		74	省エネ対策による削減額の一部を設備改修に再投資する仕組みを導入する。	
	(4)温室効果ガスの低減に資する素材の選択	75	環境負荷の少ない型枠の利用に努めるとともに合板枠の効率的・合理的利用に努める。	
		76	再生資源利用計画書等の提出や再生資材の利用に努め、建設廃棄物の有効利用に努める。	
5. 建設工事に関する取組	(1)温室効果ガスの低減に資する素材の選択	77	環境負荷の少ない型枠の利用に努めるとともに合板枠の効率的・合理的利用に努める。	
		78	再生資源利用計画書等の提出や再生資材の利用に努め、建設廃棄物の有効利用に努める。	
		79	支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。	
		80	出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。 (運搬車両台数、運転時間、運搬ルートを検討など)	
	(2)廃棄物の減量	81	建設副産物の発生の抑制を図る。	
82		建設廃棄物のリサイクルや適正処理を推進する。		
6. 地球温暖化対策意識の向上に関する取組		83	地球温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。	